

宮交タクシーは事業活動を通じて地域に貢献し、「安全」「安心」「信頼」される会社を目指し、皆様に安心してご利用いただけるよう、運転の心構え、安全対策や基本指導の再確認など、安全意識の高いドライバー教育などを日々行っております。

代表取締役社長

早崎 秀一

宮交タクシー（株）2024年度の安全運行に関する基本方針や2023年度の事故の統計などをご報告します。

基本方針

《宮交グループ経営理念》

- 安全を追求し、安心・信頼されるグループを目指します
- 夢と感動を笑顔で運びます
- 明日に向けて、あらゆる可能性に挑戦し続けます

《宮交グループ行動指針》

- 常に基本を守り、プロとして責任ある行動を約束します。
- お客様の心の声に耳を傾け、笑顔で最高のおもてなしを約束します。
- より高い目標にも積極的に取り組み勇気と信念を持って挑みます。

安全憲章

今日も、お客様の安心を運びます

安全指針

私が基本です。私が手本です。私がプロです

安全宣言

私は、確認とゆとりで安全運転に徹します

2024年度の安全目標

自動車事故報告規則 第2条に規定する事故

重大事故件数0件

対2023年度比

事故件数 8件・10%削減

自損事故件数 6件・10%削減

安全への社内体制

- アルコールチェッカーを全営業所に配置
- 社内整備工場を完備
宮崎交通と連携し、必要に応じてすみやかに、点検・修理を実施し、いつも車輛の安全を確保し、運行をしています
- 社員全員の健康診断の実施
年2回の健康診断を行っています。また、血圧計を完備し、運転に影響を及ぼす健康リスクは厳しくチェックし、状況に応じ産業医の指示を受けております。
- JAPANタクシー順次導入
セーフティ・サポートカーS<ワイド>（サポカーS<ワイド>）は、政府が交通事故防止対策の一環として普及啓発しているものです。衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置など安全運転を支援する装置を搭載し、高齢者を含むすべてのドライバーの安全をサポートします。
- ドライブレコーダー完備
全車にドライブレコーダーと防犯カメラを搭載しています。万一のトラブルや事故に備え、安心して乗務していただける環境を整えています

[1] 社内の重点施策

- (1) 徹底した安全管理
 - ・1年に2回の健康診断を実施し、乗務員の健康を管理します。
 - ・安全につながる制度や決まりを実行します。
- (2) 安全を基盤にした整備
 - ・安全に重点をおいた点検整備を行います。
 - ・ご高齢のお客様にも安心してご乗車いただける環境を整えます。
 - ・感染予防対策の取り組みを実施しています。
- (3) 教育体制の充実によるサービス提供
 - ・充実した乗務員教育を行いお客様への満足度を高めます。

[2] 安全管理規定（概要）

（目的）

この規定はタクシー輸送の安全を確保するため社員が守るべき事項を定めタクシーの安全性の向上を目指すものです。

（方針）

社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の主導的な役割を果たします。

又、現場における安全に関する声に耳を傾け、安全の確保がいかに重要であるか周知徹底させます。

宮交タクシーは、宮交グループの運営方針である「経営理念」及び「行動指針」をはじめ、タクシー部門の「安全憲章」「安全指針」「安全宣言」

「安全目標」を基本として社員の安全意識の高揚を図ります。

（重点施策）

1. 安全は、経済性・快適性等のどの品質要素よりも優先させます。
2. 安全は、公共輸送機関としての原点であり常に最高水準を目指します。
3. 安全に関する費用の支出及び投資は積極的且つ効率的に行います。
4. 安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
5. 安全に関する教育及び研修・訓練を策定し確実に実施します。

- ・ 社員は仕事を進めるに当り法律はもとより社内の規定を守ります。
- ・ 社員は業務上の決まりに疑問を感じたときは上司に報告し、会社はその対策を練ることとします。

（経営者として）

1. 安全に必要な予算を確保し、輸送の安全確保体制を整備させ適宜見直しを指導します。
2. 安全統括管理者の意見や申し入れを尊重します。
3. 安全確保のために業務を実行させます。また方法について必要な改善や対策を指導します。

（安全管理）

1. 会社は、次の担当者を選任し、現場における安全運行体制を整え、日常業務を通じて実践させます。
 - ・ 安全統括管理者
 - ・ 運行管理者
 - ・ 整備管理者
 - ・ 安全管理者

（情報の共有）

現場と管理側の風通しをよくし、輸送の安全を確保する為に情報を共有します。

（非常時体制）

安全統括管理者の指揮により全員が情報を共有し、人命優先に活動します。

- ・ 宮交タクシー緊急対応マニュアル

（教育と研修）

会社は、社員（乗務員）に対して定期的に安全に関する指導・研修や訓練を行います。

(監査)

会社は、1年に1回以上安全管理規程に基づき内部監査を行います。

(業務の改善)

社長は、監査や報告書をもとに安全確保のための改善・是正・予防等の措置を命じます。

(情報の公表)

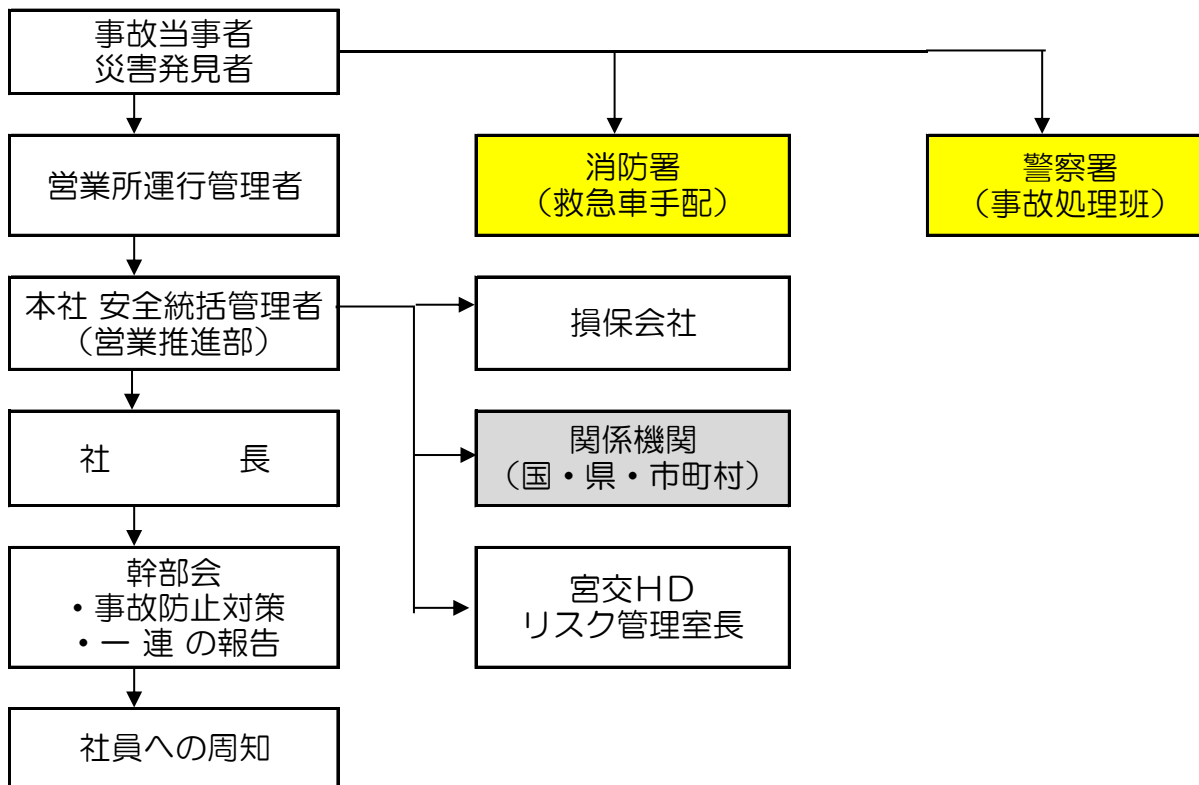
会社は、輸送の安全確保のための方針・施策・実績を毎年度当初に宮交タクシーホームページにて公表します。

[3] 安全統括管理者

バス・タクシー運行の安全を見守り、安全の確保を指揮する「安全統括管理者(営業担当役員)」を置いています。

[4] バス・タクシー緊急連絡体制

緊急時の対応を24時間365日体制を取っております。



[5] ■教育研修計画

- ・ 新人乗務員訓練・教習 毎月
- ・ 事故発生者への教育 発生時に事故の分析を管理者
(特定診断の受診) と共に行い事故防止に努める。
- ・ 事故惹起者再教育 随時 (事故審査委員会の指導)
- ・ 高齢者への教育 随時 (適性診断の受診)
- ・ ユニバーサルドライバー研修の実施

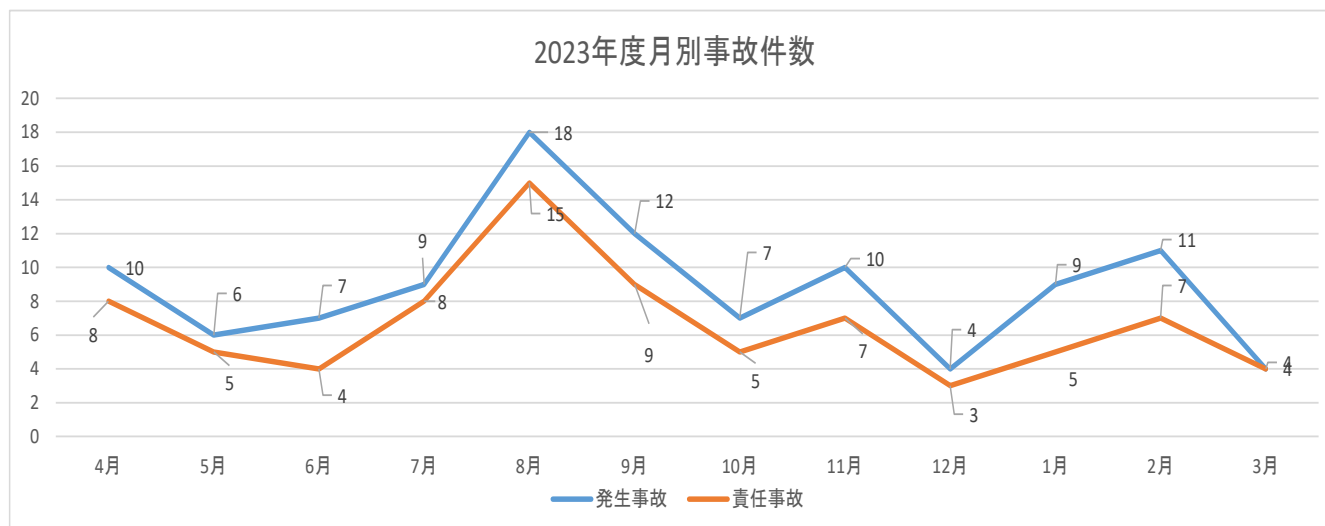
■健康管理

- ・ 健康診断の実施 年2回定期健康診断の受診
- ・ 乗務員への適性診断の実施 3年毎を2年毎実施 特定乗務員/随時
- ・ 各種検査などの実施 動体視力、夜間視力、深視力、条件反応
など随時実施

(2) 交通事故の状況

2022年度に92件の責任事故が発生したのに対して、2023度は80件と12件減少しました。

(参考) 2019年の責任事故は108件です。



《対策》

1. 運転士の指導対策

- ア. 当日事故惹起乗務員と共に運行管理者が、事故の分析を行い、どのような運転又は確認を実行すれば防げたであろうか等の管理指導を行なう。

2. 運転士の高齢化対策

- ア. 乗務員の世代交代のための若年乗務員の人材確保が必要

- ①ハローワークでの毎月の入社説明会実施
- ②新聞・テレビなどによる募集公告
- ③入社時の支度金制度の新設

イ. 高齢運転士への指導強化

- ①指導運転手による同乗指導
- ②外部機関利用/自動車教習所での研修

- ウ. 加齢による身体機能の変化と運転特性の把握と指導

3. 月別事故対策

- ア. 各月の事故原因を追究し各月の事故発生の抑制を図る。

- ①指導監督委員会の開催
- ②事故審査委員会の開催

4. 自損事故削減対策確認の徹底

- ア. 基本の中で、前後・左右の2度以上の確認の徹底を行なう。

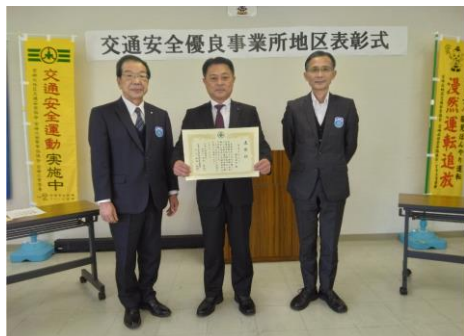
- イ. 後退時の下車確認の徹底を強める。

- ウ. 狭い場所での無理な後退は禁止とし、前進での運行に努める。

5.安全運転管理モデル事業所、優良事業所表彰

『交通安全優良事業所表彰』

宮崎北安全運転管理者等協議会において、安全運転管理者等選任事業所の中で、年間を通じて特に安全運転管理や交通安全運動活動に功労があった事業所に対して、宮崎北警察署長及び協議会連名の表彰を実施されており、本年も警察署及び宮崎北安管役員、事務局により表彰審議



委員会が開催され、厳正な審査の結果、令和5年の優良事業所として選考されました

左：宮崎北安全運転管理者等協議会会長

中：宮交タクシー宮崎営業所所長

右：宮崎北警察署署長

2024年度 目標

(1) 事故防止委員会年間標語

焦らずに 譲る優しさ 待つゆとり

(2) 品質向上委員会

お客様の 心に寄り添う 対応を

(3) 無事故の誓い

無事故の誓い
人の命の尊さを
深く心に刻み
相戒め 相励まし
絶対無事故の
理想達成に
努力することを
誓います。

絶対無事故への取り組み

乗務員は、交通安全関係法令の習熟に努め、法令を遵守して安全運転に徹底し、事故及び違法行為を行なわないよう努めなければならぬ。特に次の事項を守る事。

- 一、あおり運転、飲酒運転、速度超過運転、サイドブレーキ・Pレンジの活用等法令遵守の実践に努めなければならない。
- 二、運転中は、携帯電話などで通話したり、カーナビなどを操作するなどの「ながら運転」はしないこと。
- 三、運転中は、右折、左折、転回、徐行、停止、後退、進路変更の際は方向指示器を確実に作動させ、正しい合図を早めに出すこと。
- 四、長時間運転は、必ず休憩し、居眠り・過労運転の防止に努めること。
- 五、乗務中は必ずシートベルトを着用すること。また乗客にもシートベルトの着用をすすめること。
- 六、横断歩道・自転車横断帯の直前等では減速・徐行し、歩行者を確認した場合、停止し安全の確保に努めること。
- 七、定期健康診断の受診により、健康を保持し、健康に起因する事故防止に努めること。
- 八、乗務員は、乗務中に最高速度違反行為、違法駐車等があった場合、乗務終了後に、違反行為の内容について所定の様式により運行管理者に報告しなければならない。

(4) 絶対無事故への取組